

改葬許可の申請について

熊谷市内に埋葬、または埋蔵（収蔵）されている遺骨をほかの墓地・納骨堂に移す場合は、熊谷市役所に改葬許可の申請が必要です。

改葬許可申請書に記入・押印のうえ、受付窓口に御提出ください。

また、3名以上の改葬を申請する場合は、別紙も御記入のうえ、申請書と合わせて御提出ください。

注意点

- 「墓地管理者」は、現在のお墓がある熊谷市内のお寺や霊園を管理している人のことです。
- 「墓地使用者」の承諾欄は、現在のお墓の使用者が申請者本人ではなく、ほかの人の場合に必要です。申請者本人が墓地使用者の場合、必要ありません。
- 申請書に押す印鑑は、朱肉を使う印鑑であれば、認印でも差し支えありません。
- 火葬年月日など、わからないところには「不詳」と御記入ください。
- 郵送で申請する場合は、申請書と返信用封筒（切手110円分貼付）を同封し、市民課戸籍係までお送りください。申請書に不備があると、お返しすることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 土葬された遺体を改葬する場合は、改葬前に火葬が必要なことがあります。

受付窓口・お問合せ先

熊谷市役所

- ◆ 市民課 戸籍係 048-524-1111 内線 270
郵送申請はこちらへ 〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町2-47-1

熊谷市役所市民課戸籍係

- ◆ 大里行政センター 市民福祉係 （代）0493-39-0311
- ◆ 妻沼行政センター 市民係 （代）048-588-1321
- ◆ 江南行政センター 市民福祉係 （代）048-536-1521

※受付時間は月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分です。